# 2024 年度第1回

愛知県障害者施策審議会専門部会 会議録

令和6年7月30日(火) 愛知県障害者施策審議会専門部会

## 2024 年度第1回愛知県障害者施策審議会専門部会 会議録

#### 1 日時

令和6年7月30日(火) 午後2時から午後3時30分まで

#### 2 場所

愛知県三の丸庁舎 地下1階 B101会議室

# 3 出席者

浅野委員、岩附委員、岩間委員、柏倉委員(部会長)、加藤委員、金政委員、黒田委員、 中島委員、中原委員、中村委員、西尾委員、花島委員、古家委員、安田委員

(事務局)

障害福祉課長ほか6名

# 4 開会

(事務局)

皆様、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から 2024 年度第1回 愛知県障害者施策審議会専門部会を開催いたします。私は、障害福祉課の久野と申します。 議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。開会に 当たりまして、障害福祉課長の坂上から御挨拶を申し上げます。

# 5 課長挨拶

(坂上課長)

皆さん、こんにちは。愛知県障害福祉課長の坂上と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様方には、日頃から県の障害者施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この専門部会は、2016 年に制定した手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために、必要な専門的事項を調査、審議するため、愛知県障害者施策審議会の部会として設置しているもので、専門委員の方と障害者施策審議会委員の方に委員として就任いただいております。

本日は議題が4件ございますので、限られた時間となりますが、委員の皆様におかれましては忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

また、本日は、ここで皆様に株式会社恵が運営する障害福祉サービス事業所への行政処分について御報告させていただきます。障害者施策審議会の委員の方には既に御報告させていただいておりますので重ねての報告となりますけれども、先月6月26日に株式会社恵に対して行政処分を行いました。資料1枚目のとおり、県内には27のグループホームがあり、県所管の13のグループホームのうち4番目のふわふわ幸田を取り消し、その他の12の事業所を一部効力停止としています。行政処分と同日で市町村宛に利用者への支援をお

願いする通知を発出し、県の利用者に対する支援策について説明をしております。県としましては、利用者の方が行き場を失うことのないよう支援に万全を期してまいります。長くなりましたけれども、以上を持ちまして私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

# 6 委員紹介

## (事務局)

続きまして、出席者の皆様の御紹介でございます。この度、新たに専門部会の委員に御 就任いただきました方を紹介させていただきます。まず初めに、愛知県障害者施策審議会 委員の改選に伴い、審議会会長から専門部会の委員に指名されました3名の方を御紹介い たします。愛知県手をつなぐ育成会副会長の浅野宗夫様です。

# (浅野委員)

よろしくお願いいたします。

#### (事務局)

一般社団法人愛知県聴覚障害者協会事務局長の中村貴恵様です。

#### (中村委員)

よろしくお願いします。

# (事務局)

特定非営利活動法人愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長の花島紀秀様です。

#### (花島委員)

花島です。よろしくお願いします。

#### (事務局)

続きまして、専門委員のうち、所属団体の役員変更に伴い御就任をいただきました、愛知県手話通訳問題研究会運営委員長の中原啓子様です。

#### (中原委員)

よろしくお願いいたします。

## (事務局)

なお、引き続き御就任いただいております皆様につきましては、時間の都合もございますので、お手元の出席者名簿により紹介に代えさせていただきたいと存じます。また、専門部会の部会長につきましては、引き続き、柏倉委員が審議会会長から指名されておりますので、併せて御報告させていただきます。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

## 7 会議の運営に関する事項及び資料確認

(事務局)

続きまして、当会議の運営に関する事項について説明をさせていただきます。本日の会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領第2条第1項ただし書きの要件に当たらないため、運営要領第3条第5項の規定により全て公開とさせていただきます。資料並びに会議録は後日、本県のウェブページに公開をさせていただきますのであらかじめ御了承ください。

次に本日の会議の傍聴の関係でございますが、本日は傍聴者が1名いらっしゃいます。 傍聴の方におかれましては、お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよ うよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。委員の皆様には事前に資料をお送りさせていただいておりますが、事前送付させていただいておりますのが、本日の会議の次第、資料が資料番号1から4まで。それから、参考資料といたしまして、参考資料1から4まででございます。また、本日机上配布しておりますのが、出席者名簿と配席図となっております。不足等ございましたら、また後ほどでも結構でございますので、お手を挙げてください。また、本日、当会議の資料の他に、本県の施策の紹介の一環といたしまして、人権問題に関する冊子として、あいち人権推進プランの概要版、人権啓発ガイドブック、この2冊を併せて机上配付させていただいております。あいち人権推進プランは、人権尊重の社会づくりに関する本県の基本的な考え方や取組方針を示した指針としての性格と、本県が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を併せ持つものでございます。人権尊重の社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携、協働した取組が重要となってまいりますので、専門部会の委員の皆様におかれましては、人権尊重の視点に立った施策のより一層の推進に、引き続き御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、会議の進行について御説明させていただきます。本日の会議は、手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳介助員の方々に御協力をいただきながら進行してまいります。委員の皆様におかれましては、発言の際には、マイクを御利用いただき、ゆっくりと大きな声で、お名前、御所属に続けて御発言いただきますようよろしくお願いいたします。また、本日はヒアリングループ補聴援助システムを設置しております。複数のマイクがオンの状態になっていますと補聴器を御利用の方が聞き取りづらくなりますので、発言後はマイクをオフにしていただきますようお願いいたします。

それでは、以後の会議の進行につきましては柏倉部会長にお願いしたいと存じます。よ ろしくお願いいたします。

#### 8 部会長挨拶

(柏倉部会長)

皆さんこんにちは。部会長を務めさせていただきます桜花学園大学の柏倉と申します。 よろしくお願いします。先般、愛知県障害者施策審議会の委員改選がありまして、7月25 日に開催されました審議会で永田会長から指名を受け、引き続き専門部会の部会長を務め させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は議題が4件ございます。いずれも事務局から説明がありますので、それぞれについて、皆様から御意見をいただきます。円滑な議事進行に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、検討事項について理解を深めていただくため、委員の皆様方におかれましては、 言葉や内容について、お分かりになりにくいとき、もう少しゆっくり話してもらいたいと きには遠慮せず、手を挙げるなどをしていただき、質問していただければと思います。限 られた時間ではありますが、皆様から積極的に御意見をいただき、取組の充実につなげて いければと思いますので御協力をよろしくお願いします。

## 9 会議録署名者

(柏倉部会長)

運営要領の第2条第5項により部会長が会議録の署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。今回は、加藤委員、中原委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

# 10 事務連絡等

(柏倉部会長)

では、次第に沿って議事を進めてまいりますが、本日の会議の終了時刻は午後3時30分の予定となっておりますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

# 11 議題(1)「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援」に関する取組について

(柏倉部会長)

それでは本日の議題に入ります。まず、議題(1)「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援に関する取組について」事務局から説明をお願いします。

#### (事務局)

障害福祉課社会参加推進グループの野村と申します。失礼して着座にて説明させていた だきます。

それでは資料 1 を御覧ください。手話言語・障害者コミュニケーション条例に関する県の取組についてまとめております。昨年度、御審議いただいた 2023 年度の計画を実績に更新し、その右に 2024 年度に実施予定の計画を記載いたしました。なお、条例制定から 2021 年度までの取組実績を参考資料 1 としてお配りしておりますので、必要に応じて御参照ください。

それでは、今年度の取組について、条例の各条文に対応する主な項目を説明します。 1 ページ目、条例第7条「学校等の設置者の取組」では、昨年度に引き続き、聾学校において意思疎通やコミュニケーション手段に関する支援を行うとともに、県内の社会福祉協議会が開催する福祉実践教室の活用、音声認識文字変換システム等の活用を行います。また、特別支援学校で実施する校内研修について、広く県内の教職員に参加を促し、研修機会の拡充に努めてまいります。なお、福祉実践教室に関しては、昨年度の第1回専門部会において、終了後の感想が負の印象で終わってしまうケースが多いため、どういう社会になればいいかなどが伝わるように工夫してほしいといった御意見もいただきました。そのため、県から県社協に対して、いただいた御意見の内容を伝えております。県社協からは、実施主体である市町村社協にも伝えた上で、障害のある人が実践している工夫、社会に広がっている支援など、前向きな内容が伝わるように工夫していきたいという回答をいただいて

おります。

続きまして、条例第8条「施策の総合的かつ計画的な推進等」では、2021年3月に策定した、あいち障害者福祉プラン 2021-2026 に基づき、引き続き各施策を推進してまいります。なお、専門部会の開催につきまして、昨年度は6月、10月、12月の計3回実施しておりました。今回は、昨年度10月に議題としていた内容を、今回7月の議題として前倒しをし、7月及び12月の計2回の開催で予定しております。

2ページ目に移りまして、条例第9条「啓発及び学習の機会の確保」では、県民、企業、 県職員等への啓発学習に向けた取組を引き続き実施してまいります。特に、今年度の普及 啓発事業としては、広く県民に向けた交流セミナーの開催及び市町村職員に向けた避難所 コミュニケーションセミナーの開催を予定しております。また、2021年3月に開発、公開 したコミュニケーション支援アプリについては、今年度も改修予定です。今年度の普及啓 発事業及びアプリの改修については、議題(2)において詳しく御説明いたします。

3ページに移りまして、条例第 10 条「人材の養成等」では、聴覚障害者情報提供施設であるあいち聴覚障害者センターの運営助成、視覚障害者情報提供施設である明生会館の設置運営を行うとともに、専門性の高い意思疎通支援者の養成・派遣事業や、点訳奉仕員朗読奉仕員養成事業等を行ってまいります。

条例第 11 条「情報の発信等」では、県の広報媒体である広報あいち等を障害のある方に配慮した形式で発行するとともに、県及び各市町村の印刷物等についても配慮を促してまいります。また、県ウェブサイトでも、引き続きアクセシビリティに配慮してまいります。知事会見においては、手話通訳の設置及び要約筆記の付与を継続してまいります。また、引き続き障害福祉課に手話通訳者を設置するとともに、県内各市町村においても設置を働きかけてまいります。

続きまして、4ページでは、引き続き、条例第 11 条「情報の発信等」の記載がございます。災害関係では、昨年度から引き続き、県内各市町村の災害時情報連絡体制等を調査し、調査結果を市町村にフィードバックします。調査内容については、議題(4)にて詳しく御説明いたします。また、県と市で実施する総合防災訓練に、昨年度は障害者団体の参加として愛知県聴覚障害者協会、愛知県難聴中途失聴者協会、愛知登録要約筆記者の会、愛知盲ろう者友の会、日本ALS協会、愛知県支部の 5 団体に参加いただきました。今年度は、愛知盲ろう者友の会が不参加となりますが、新しく愛知県手話通訳者問題研究会を加えた 5 団体に参加いただく予定としております。

第12条「事業者に対する協力」、第13条「調査の実施」についても、昨年度から引き続き施策に取り組んでまいります。

説明は以上です。特に今年度の取組につきまして、御協議のほどよろしくお願いいたします。

#### (柏倉部会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に関して御意見、御質問ある方はお願いしたいと思います。岩間委員からお願いします。

#### (岩間委員)

名古屋ライトハウス情報文化センターの岩間と申します。よろしくお願いします。私から2点質問させていただきます。第9条のコミュニケーション支援アプリについて何度も

私からは質問していますが、視覚障害者に対する支援がまだ対応できてないというところで、今後どのような対応策を検討されてるか教えてください。

もう1点が、第11条「情報の発信等」について、障害のある方に配慮した形式ということで、2019年に読書バリアフリー法が施行、成立された中で大変重要なところです。愛知県から発行されています、広報はあいちの方で、点字版、音声版がどうなっているか、今後、出版されるかどうかということです。これまでは点字版広報あいちというのは出てるのは聞いております。もちろん音声コード版も出てるというのは聞いてます。ただ、これはまた別のものになりますので、ぜひ、広報あいち点字版、音声版の発行をお願いしたいと思っております。うちのライトハウスの利用者の方からも実はこの件に関してはお願いがありまして、この機会にお話させていただきました。

# (柏倉部会長)

まず今、岩間委員からあった質問について2点、事務局からお答えいただけるでしょうか。

## (事務局)

障害福祉課の野村と申します。今2点御質問をいただきました。まず1点目、コミュニケーション支援アプリについて、視覚障害者向けの対応が可能かどうかというところのご質問をいただいております。こちらのアプリは、例えば元々音声が出るような仕様だとか、そういった作りで開発をしているものではないというところで、毎年、改修ということで対応はしていますが、なかなかその改修の範囲内でどこまで対応ができるのかというところもあり、このアプリだけで対応していくということが難しい面もあるのではないかと考えております。そういったところで、またこの後の議題で御説明をさせていただきますけれども、必ずしもこのアプリだけではなく、実際に災害が起きた際だとか避難所の運営だとかに関しては、その実際の運用の中で対応をしていく部分というのも非常に大事になってきますので、このアプリももちろんなんですけれども、そういった他の手段だとかも活用しながら支援を充実していければと思っております。

それから2点目については、広報あいちの点字版、音声版というところで御質問をいただきました。こちらについては、現在も音声コード版ということと、声の広報あいちということで発行しておりまして、これについて停止するというなことは聞いておりませんので、引き続き発行をしていくものと思っております。また、テキスト版ということで、広報あいちの内容をテキストに起こしたようなものもホームページには掲載しておりまして、こういったところも併せて御活用いただければと思います。

# (柏倉部会長)

今のでお答えになっていますか。岩間委員、大丈夫でしょうか。少し質問とずれてる感じがしますけれど。

# (岩間委員)

1点目に関しては、この後の説明を聞いてということになると思いますが、ぜひこの災害というのは、いつ起こるか分からないことでありますので、次へ次へという後回しにせずに、ぜひ視覚障害者のことも考えていただき対応していただきたいと思っております。

もう1点に関しては、広報あいちに関してですが、また少し確認していただきたいんですけれど、点字版、デイジー版というものが発行されているかどうか。名古屋市では、広報なごやで、点字版、デイジー版に関して、全ての記事が点訳、音訳されてますので、ぜひこの辺りも少し確認していただければと思います。

## (柏倉部会長)

これについては、情報バリアフリー法の適用ということで、法の趣旨に則って進めていただきたいんですけども。どういうことでしょうか、概要版しか出てないとかユーザー視点ではそういうことなのでしょうか。古家委員、関連の質問でしょうか。お願いします。

## (古家委員)

愛盲連の古家です。私のところにも広報あいちの点字版が届いてますが、2か月に一度発行で、かなり抜粋です。それから、後半については、明生会館、岩間委員がいらっしゃる名古屋ライトハウス、愛知県図書館の出版とか音訳、点訳されたものの紹介であるとか、読者の広場で川柳が紹介されています。視覚障害者向けのものですね。

## (柏倉部会長)

すべてのものが点訳されてないということであれば、これは情報保障上問題があるので、 調査をしていただいて、法の趣旨に基づいて情報提供をぜひ。是正すべき点があれば是正 していただきたいと思います。

それでは、続いて中村委員お願いします。

#### (中村委員)

愛知県聴覚障害者協会の中村と言います。質問が2つあります。まず1つ目が、資料1の第7条で「手話言語の普及のための学習の機会を提供するよう努める」というところなんですけれども、2023年度の実績の中に「④音声認識文字変換システム等の活用により、聴覚障害のある幼児児童生徒への教育保障及び聴覚障害のある保護者、職員への情報保障を行った」という記載があります。音声認識文字変換システムだけで、手話通訳などの情報保障というのはないということでしょうか。なぜかというと、聴覚障害者は、情報を受け取る方法と自分が表す方法が違う人もいらっしゃいます。例えば、受け取る方法としては手話、自分からも手話という人もいらっしゃいます。例えば、受け取る方法としては手話、自分からも手話という人もいらっしゃいます。自分は手話で表すけれども、受け取るときには文字がいいという方もいらっしゃいます。自分は手話で表すけれども、受け取るときには文字がいいという方もいらっしゃって本当に様々です。ですので、これを見ると音声認識文字変換のイメージになるので、手話を使った情報提供があるかどうか、もしあるのであれば教えていただきたいと思います。

もう1つ、2点目ですが、上から3つ目で、保護者からの相談のところで、「必要に応じて合理的配慮及びコミュニケーション手段についての助言を行った」という記載があります。これの件数と、誰がやったのかということを教えていただきたいです。この2点です。よろしくお願いします。

## (柏倉部会長)

それでは、2点質問がありましたけども、事務局の方よろしいでしょうか。

## (事務局)

愛知県教育委員会、特別支援教育課の加納と申します。着座にて失礼します。

まず1点目の御質問ですけども、音声認識文字変換システムということでライブトークというものを使って、マイクを通した音声言語が文字に変換されて表示されるというものを使用しているという学校が6校あって、聾学校の方で活用をしているというところですが、もちろん、これだけではなく、手話によって情報保障等を行っているというところで、それぞれ手話を併せてというところが主かなと思います。少しここの表記が手話を使ってないというような印象になっているかと思います。支援機器の整備というところでこういうような計画になっているので、このような表記になっているところでございます。

# (柏倉部会長)

これは少し私からも補足で聞きたいんですけども、例えば聾学校の教員が手話をうまく使えないので、こういうUDトークみたいなので、とりあえずやっているという判断でよろしいですか。というのは、この第7条の目的が手話言語の普及なので、むしろこういうソフトというのは、手話が使えない人が臨時にやっていくというような意味合いが強いので、これによって賄ってしまうと質問の趣旨からして、このコミュニケーションの普及に繋がらない流れになってしまうかなという危惧を感じますが、いかがでしょうか。

# (事務局)

学校現場においてはこれを主にしてというものではなく、支援機器というところで、あくまでも補助的なところで学校の方では使っていただいていると認識しております。

## (柏倉部会長)

2点目の質問について、回答をお願いします。

#### (事務局)

2点目のところになりますが、今、件数はお答えができませんが、これについては保護者からの相談というところは、まず学校の方が受けているところになるかと思います。そこでの合理的な配慮というところで、それぞれの障害特性に応じたコミュニケーション手段の助言等を行っているところであるかと思います。

## (柏倉部会長)

よろしいですか。では、引き続き中村委員どうぞ。

#### (中村委員)

2つ目の質問に対してですが、確認していただきたいのが、学校が対応しているという ことは、専門的な知識を持って先生が対応しているという意味でしょうか。その辺りを把 握していらっしゃいますでしょうか。学校が対応しているということを言われても、対応 ができない場合もあると思います。それが対応できない場合、その次はどこに相談にする のか、その辺りも教えていただきたいです。

## (事務局)

学校の方で専門性がないということの御質問だと思いますが、私の方で専門性がなくてそういった相談に答えられていないというところが、実際に起きているというところがまだ把握できておらず大変申し訳ないのですが、そういったことがあるのであれば、こちらとしてもまた課題として受けとめる必要があるかと思います。聾学校の教員が専門的な知識を持って相談等に応じているというところで認識はしているのですが、今のお話を聞いて、もしそういうことがあるのであれば課題であると認識しました。

## (柏倉部会長)

部会長から少しコメントですが、この教育委員会のここの部分が資料として非常に的確ではないんですよね。数値が全然表されていないので、何か適当にやってこんなふうだよと抽象的な表現で、これは県の事業として報告書には適さない内容になっていて、他のところを見ると何件やっているとか、こういう事業をやってこうだったったということが明確に見えるんですが、この表現だと本当に質問が出てしまうし、やっているのかやっていないのかよく分からないということになってしまうので、もう少し報告書の形式も含めて検討していただいて、再度、情報提供していただくなりしていただきたいと思います。多分、これでは議論もできないので、何かやっているんだろうという、今、お答えであったんだけれども、何校でどんな内容でやっているのか、保護者対応は一番重要なところなので、ここは明確にしていただきたいと思います。

他よろしいでしょうか。では、西尾委員お願いします。

## (西尾委員)

今、部会長が仰られた数値とか、そういったことが非常に私も大切だと思っております。 この一覧表の中で、実績のところは数値が上がっているんですが、計画のところで目標数値というのは現れてきていないということと、それと 2021 年から 2026 年のプランで、この中の3年間が経過した段階での中間的な評価というものがどのようであるのか、ここがうまくいった、ここがもう少し頑張らなければいけないというようなところをお示しいただければ分かりやすいと思います。

もう1点です。私、災害に遭ったときに、どうしてもやはり障害者の命を守れるかどうかというところの視点に立って考えるようにしているんですが、今回、9月に阿久比町で総合訓練があります。前回は安城市でありました。そこに参加して、非常に暑い日でした。こういうふうな暑い寒いだけでも、皆さんに分かるように、全ての障害者がコミュニケーションできる、こういうことが何より必要だと思います。ですから、いろいろなツールがあると思うんですが、それを皆さん市民の方に知っていただく、その市民の参加が非常に少なかった。これが残念なりません。この辺りちょっとまたお考えいただければと思います。

#### (柏倉部会長)

ありがとうございます。これは御要望としてお伝えいただければと思います。次、花島 委員お願いします。

## (花島委員)

愛知県自閉症協会つぼみの会の花島です。これから後の報告事項とかも関係すると思う んですけれども、標題が手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援 というふうに書かれているんですが、発達障害とか自閉スペクトラム症に対しての障害の 特性に応じたコミュニケーション支援というものは、今やられているものや、今後、やる 計画の内容はどのようになっているかということをお聞かせください。

# (柏倉部会長)

主として聴覚に重きを置いたプランということなんだけども、他の障害のコミュニケーション支援はどうなっているのかということでお願いします。

## (事務局)

障害福祉課の野村です。こちらのタイトルが手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段ということで、自閉症だとかその発達障害だとかといった部分に関しては、後段の障害の特性に応じたコミュニケーション手段という、こちらの方で手話だけではなく幅広な障害についても含めており、普及啓発の取組を実施をしております。例えば、この後御説明させていただきます交流セミナーの中でも、それぞれの障害の特性に応じた支援の方法だとか御紹介をさせていただきますし、それから県政お届け講座だとかそういったような場でも普及啓発ということでやっておりまして、全体的に発達障害も含めて取組の方はさせていただいているというところになります。

#### (花島委員)

そういう障害特性とか、どういうふうに扱うかというお話ではなくて、自閉症とか発達障害の当事者が、コミュニケーションの障害と呼ばれてますけれども、コミュニケーションなので自分からこういうことを伝えたいと思ったときに伝える、受け取る方法であるとか、災害の話も出てましたけれども、行政の側から伝えたいことを、自閉症とか発達障害の当事者に伝わりやすい方法で伝えるというような手段をどのような予定をされてどういうふうな具体的な方策を取る予定とか、そういうものをやってきているのかという、もう少し具体的な、要するに手話に代わるような意味合いで言っていたので、ないならないでもいいですが、今日の資料には全く見当たらないので質問しております。

#### (柏倉部会長)

要するに手話言語と障害特性に応じたコミュニケーション支援ですよね。コミュニケーション支援全体にかかるので、例えば自閉スペクトラムの方については、言語ではなくて 視覚化情報が重要だと言われてますよね。そういう取組とかはあるのかという質問ですが、 その辺りはいかがですか。

# (事務局)

障害福祉課担当課長の久野でございます。ただ今、委員から御質問のありました件につきまして、事務局でも少し整理がうまくできていなくて大変申し訳なく思っております。 この資料に関しましては、コミュニケーション支援条例の各条文に基づいて、どういう施 策を行っているかという形でまとめさせていただいております。条例の横にあいち障害者福祉プラン 2021-2026 の取組項目という欄があるかと思いますが、この条例の各条文に応じて、県ではこのプランの中で具体的にどういう方向で、どういう施策を行っていくかというものをまとめて、計画に沿って事業を推進させていただいているというところでございます。確かにおっしゃるとおり、今回この資料1の中ですと、例えば発達障害という言葉が出てくるのが、資料3ページの第11条「情報の発信等」のところです。プランのところの取組で⑦として聴覚障害者・発達障害者への筆談というところが出てきますが、他に具体的に出てきてないというところでございます。そのため、大変申し訳ありませんが、一度事務局の方で、このプランの中身の取組施策を整理させていただきまして、今、現状どうなっているか、また改めて後日、御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

# (柏倉部会長)

ありがとうございました。時間の関係で一旦ここで次に行って、また最後に時間があればということでよろしいでしょうか。

#### 12 議題(2)2024年度普及啓発事業について

## (柏倉部会長)

それでは、議題の(2)2024年度普及啓発事業について事務局から説明お願いします。

## (事務局)

障害福祉課の野村です。それでは資料2を御覧ください。今年度の普及啓発事業といた しましては、交流セミナーの開催とコミュニケーション支援アプリの運用、市町村向け避 難所コミュニケーションセミナーの開催、この3つを予定しております。

初めに、交流セミナーの開催について御説明します。昨年度から引き続き、広く県民に 向けて障害に対する理解や配慮、コミュニケーション手段についての普及啓発を図る交流 セミナーを開催します。今年度は発達障害を中心に取り上げることとし、ゲストや解説の 構成もそれを踏まえたものとします。本年4月に企画コンペを行い、委託事業者を選定し ました。資料に記載のゲストや開催内容等は、いずれも受託事業者と調整中の情報になり ますので、委員の皆様方には、その点について御理解いただき、情報管理に御留意いただ きますようお願いします。昨年度と同様に、中日新聞社主催の中日健康フェアのプログラ ムとして開催し、他のプログラムと併せて、中日新聞への掲載を中心とした広報活動を展 開します。会場は昨年度と同じく、定員 400 名程度のウインクあいち大ホールを予定して おります。また、昨年度から引き続き、会場参加に加えて、YouTube による録画配信も実施 予定です。大まかな開催内容及び全体スケジュールについては、資料のとおりです。発達 障害と関係が深いゲストとして、自身が発達障害であることを公表されている小島慶子氏 をゲストに招くことを予定しております。昨年度から引き続き、普段障害者と接する機会 が少なく、関心が薄い層の興味を引き、本セミナーに参加してもらうことを狙っています。 続いて、各コーナーの詳細についてです。資料の左下を御覧ください。小島慶子氏トーク ショー「みんな違ってみんな『ふつう』。ひとりの ADHD 当事者として考えることでは、ゲ ストの小島氏に自身の経験などを交え、MCとのかけ合いにより、人は障害の有無に関わ らず、同じ人は1人として存在しないということを伝えていただきます。併せて、来場者

を巻き込む企画として、小島氏への質問コーナーも検討しています。「みんなで学ぼう!さ まざまなコミュニケーション方法」は、昨年度も実施したコーナーです。昨年度と同様に、 柏倉部会長を講師として、それぞれの障害特性や必要な配慮、コミュニケーション手段等 について解説します。ゲストの小島氏にも同席していただく予定です。解説の内容は、講 師の解説内容のとおりです。基本的に昨年度の内容を踏襲しています。なお、詳しい説明 は割愛しますが、参考資料2として、ゲスト小島恵子氏のプロフィールを掲載しておりま す。また、参考資料3としましては、6月に委員の皆様へ紹介させていただきました、交 流セミナー開催内容についての御意見と、事務局からの回答を添付しております。解説内 容について、特に伝えてほしいとの御意見をいただいた事項については、障害のある方へ の配慮やコミュニケーション手段が分かりやすく解説できるよう、受託事業者と調整を 図ってまいります。また、セミナーを御覧いただく際には、視覚障害者向けに開催内容を 分かりやすくお伝えできるような、音声アナウンスの工夫や、聴覚障害者の方向けの要約 筆記については、どこの席からもある程度見えやすくなるようなスクリーンを設置する予 定です。さらに、後日公開する YouTube の動画についても、昨年度同様、手話通訳のワイ プ挿入及び字幕挿入などを行う予定です。それぞれについて、伝わりやすい工夫をしてま いります。交流セミナーの説明は以上です。

続いて、コミュニケーション支援アプリの運用です。昨年度の専門部会で御説明したとおり、今年度も運用を継続し、交通機関に関する表示項目の追加を行います。障害のある方から伝える項目が充実していない状況ですので、行きたい施設のバリエーションを増やす他、指差しで時間や金額が伝えられるような数字を表示いたします。また、落し物に関連する項目の追加を行います。現在のアプリには掲載されていない項目が見受けられます。今回は、そういった内容を中心に追加する表示項目を検討してまいります。また、昨年度増刷したチラシを活用し、県の行事や研修での周知活動を継続して実施してまいります。

次に、市町村向け避難所コミュニケーションセミナーの開催です。昨年度の専門部会で御説明したとおり、障害のある方々が災害時の避難所において、必要な情報を得られやすくする取組や既に避難所で導入している取組事例を紹介することなどにより、避難所での情報格差の解消を図ることを目的としたセミナーを開催いたします。セミナーの参加対象者は災害時に避難所を運営する市町村の職員であり、福祉及び防災担当の職員がそれぞれ1人ずつ参加いただくことを想定しております。セミナーの内容といたしましては、障害者支援施設団体等による講演、先進的な取組事例の紹介、グループワークの実施、行政説明を予定しております。先進的な取組事例では、聴覚障害者の方向けのアイ・ドラゴン4、視覚障害の方向けのコード点字ブロックの紹介を予定しております。その他の障害種別についても、それぞれの特性に合わせた情報伝達手段を講演する予定です。また、行政説明では、コミュニケーション支援アプリの説明を予定しており、アプリの活用のための周知を行います。現在、セミナーの開催を行う受託候補の事業者と内容を協議しておりますので、ぜひ委員の皆様からの御意見をいただき、事務局にて開催方法の参考とさせていただきたいと考えております。今年度の普及啓発事業について、説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

#### (柏倉部会長)

ありがとうございました。それでは、今年度の普及啓発事業について御意見、御質問の ある方お願いします。岩附委員お願いします。

## (岩附委員)

愛知登録要約筆記者の会の岩附と申します。交流セミナーについての質問です。開催内容の中で定員が 400 名程度となっています。当日、会場に参加できない方にも後ほど、YouTubeで録画配信があり、この録画配信には字幕、手話による情報をつけていただけるということで、できるだけ多くの人に視聴いただければと思うんですけれども、こちらの定員は 100 名とあります。昨年度の動画を御覧になった方が 147 名となっていて、既にこの定員は超えていたということになりますが、今年度の録画配信に対してこの定員を設けている理由というのは何でしょうか。

# (柏倉部会長)

定員設定理由について、お願いします。

## (事務局)

障害福祉課の鬼頭です。着座にて失礼いたします。受託事業者と、今回の YouTube による配信の視聴人数について協議を行っているところではありますが、受託事業者の方の技術的な問題と、この YouTube の視聴に関しては、募集をして、郵送で動画を見れる聴講券を発行させていただくんですけども、その人数の上限が今年は 100 名ということで受託事業者の方から申し出があったため、そのように書かせていただいているところです。 県からも、昨年度と同程度、150 名を上限にできないかということは伝えさせているところでありますが、今の予定として 100 名となっております。

#### (柏倉部会長)

これは、逆じゃないでしょうか。こちらがこのぐらいの人数が去年必要だったので、それで受託事業者に事業を請け負ってもらうという流れではないでしょうか。逆に事業者から指示されたからというのは情報を制約することになってしまうので、まずい対応だと思いますが、何かそういうふうにしないといけないのでしょうか。予算上ですか、むしろ去年は会場がガラガラでしたよね。去年よりもっと小さいところでやって会場費を抑えるとか、そういうやり方もあると思いますが。

#### (事務局)

打ち合わせの中で昨年と同程度の視聴人数でできないかということは伝えているところではありますが、こちらの人数について、昨年度同程度で確保できないかということについて、もう一度確認させていただきます。

#### (柏倉部会長)

よろしいでしょうか。そういう方向で動いていただくということで。 それでは、中原委員お願いします。

#### (中原委員)

愛知県手話通訳問題研究会の中原と申します。今日、初めて参加させていただいて、参 考資料も少し急いで読んだので、適切な質問になるかどうか分かりませんが、参考資料3 の交流セミナーの一番下に書いてある、多分、我々の団体がお願いしたことだと思うんですが、聴覚障害のある障害当事者の動画出演又は登壇をお願いしたいという意見がございます。柏倉部会長が「みんなで学ぼう!さまざなまコミュニケーション方法」のところで、きちっと整理して伝えていただけるとは思うのですが、やはり聴覚障害のある人の生の手話を舞台でぜひ見ていただきたいと思っております。手話通訳が手話を表現するだけでは手話を分かったことにはならないと私は考えておりますので、ぜひ聞こえない方が自ら登壇されて、そこで自分の手話でお話しされるというのを参加者に見ていただく機会を設けていただきたいと思います。

# (柏倉部会長)

これは御要望として承るということでよろしいでしょうか。私もこの企画で障害福祉課の担当者の方と打ち合わせをさせていただいたんですけど、今回は発達障害がメインにということで、前回は視覚障害メインにというふうに回ってきていて、また聴覚障害メインのときには、その時には聴覚障害を大々的に取り上げるとか、そういうことでやっていて、その時にいろんな障害を紹介していこうということで企画しているので、今回は視覚障害の動画だとかいうことでやっているので、時間の配分もそういうようなことで、それぞれの団体が積極的に登壇して全員話すのは本当はいいんだろうけれど、おそらく時間がなくなってしまうのでということだと思います。ですので、そういう配慮をしているということで承っていただければありがたいなと思います。また、次の企画で、そういうようなことも可能かなと思います。

# (事務局)

事務局から、障害福祉課の鬼頭です。聴覚障害のある方の動画出演等についての御要望のところなんですが、この資料を作成した段階で、そこが確定していなかったのでこういう表現を記載させていただいていますが、その後、受託事業者と愛知県聴覚障害者協会様にお話させていただきまして、聴覚障害のある当事者の方の動画出演をする方向でお話を進めさせていただいております。ただ、時間配分の件だとかもありますので、そこはうまく調整しながらやっていきたいと思っております。

# (柏倉部会長)

登壇ではないですけど、動画等は皆さん他の紹介と同じようにということで御理解いただければと思います。それではまたこれも時間が来ておりますので、一通り議題をやり切ってまた時間があればまた全体を通して御意見いただきたいと思います。

# 13 議題(3)2025年度普及啓発事業

#### (柏倉部会長)

次に、議題(3)2025年度普及啓発事業について、事務局から説明をお願いします。

#### (事務局)

引き続き野村から御説明させていただきます。資料3を御覧ください。来年度の普及啓発事業といたしまして、交流セミナーの開催と、コミュニケーション支援アプリの運用に取り組みたいと考えております。資料に沿って御説明いたします。

まず、交流セミナーの開催についてです。3年続けて、広く県民に向けた交流セミナーを開催してきました。来年度につきましては、昨年度委員からいただいた意見を深く踏まえ、事務局として、案の1及び案の2のとおりの開催方法を提案させていただきます。案の1については、会場をショッピングモールや街中などのイベントブースに変更し、不特定多数の県民の目に留まるように実施いたします。ゲストによるトークイベントにより集客を図った上で、手話体験などの来場者参加型のプログラムを実施し、より多くの県民へ普及啓発を行うことを目的としてセミナーを開催いたします。案の2につきましては、従来の手法により、過去3年間と大まかな構成を変えずに開催をいたします。事務局としましては、案の1で進めていきたいと考えておりますが、案の2を含め、それぞれの案の開催手法や内容等について、ぜひ委員の皆様から御意見をいただき、開催方法を検討していきたいと考えております。

次に、コミュニケーション支援アプリの運用です。引き続き、運用を継続し、専門部会や利用者等の意見を踏まえて、アプリの更新を検討して参ります。また、かねてから御要望の声のあった福祉施設等におけるアプリを活用したコミュニケーション支援の研修会についても開催を検討していきたいと考えております。なお、昨年度は、愛知県自閉症協会・つぼみの会地区委員会の中で、アプリの紹介を行わせていただきました。今年度は、愛知県手をつなぐ育成会にてアプリの紹介を行うことができるように調整を進める予定です。他に、研修会を行う候補となる施設や団体がありましたら、ぜひ御紹介いただきますようお願いします。

#### (柏倉部会長)

ありがとうございました。ただいまの説明に関して、御意見、御質問のある方はお願いします。なお、交流セミナーについては案の1が原案のような形ですよね。案の2もありますよということで。案の1は、これまでのこの専門部会で委員の皆さんからこういう意見がたくさん出てたんですよね。もっと不特定多数の人がショッピングモールなんかで参加できる場を設定してほしいということを事務局の方でまとめていただいた案というふうに思っております。これについて御意見、御質問等ありましたらお願いします。では、金政委員お願いします。

# (金政委員)

愛知盲ろう者友の会の金政です。手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション について、いろんな方がたくさん集まれる場所であるイオンモールのホールなど、案の 1 の方法で交流セミナーをやっていただきたいと思います。盲ろう者のコミュニケーション 方法は触手話だけでなく、指文字、手のひら書き、指点字などいろいろあります。

たくさんのコミュニケーション手段があることを県民の皆さんに知っていただきたいので、ブースで、盲ろう者と触れ合ってのミニコミュニケーション体験をしていただければと思います。ぜひお願いいたします。

#### (柏倉部会長)

ありがとうございました。案の1の中で様々なコミュニケーションを知っていただく機会とするということで承りました。他いかがでしょうか。

では、安田委員お願いします。

## (安田委員)

岐阜聖徳学園大学の安田でございます。今の御発言に合わせて、例えば先ほどの聴覚障害の団体の皆様方から直接、ろう者の人たちの手話を話されてる様子を見てもらうとか、あるいは、例えば筋ジストロフィーの皆様方やALSの方たちが、あまり見たことがないかもしれないけど、どういうようなお声でやりとりしてるかとか、あるいは補助されてるのかというような実際を見てもらうために、こうした会場がショッピングモールのようなところがいいかどうか、様々な当事者の方がいらっしゃるという条件の中で適切なところは選ばないといけないかもしれないですが、ぜひ各当事者団体の方たちのブースを一度に全部とはいかないかもしれませんが、いくつかのそういうブースを御担当いただいて、各団体の会員の方たちのコミュニケーション方法をお知らせをいただいたり、あるいは体験してもらうようなものができたらいいかなというふうに思います。

#### (柏倉部会長)

ありがとうございました。案の1の中で、オープンスペースで、それぞれのコミュニケーション手段が分かるような障害種別ごとのブースを設けて見に来た人が自由に回っていけるような企画がいいのではないかということでした。とってもすてきなプランじゃないかなと思います。というようなことをまた盛り込んでいただいて、反映したものを御検討いただければありがたいなというふうに思います。

それでは、どんどん進めていって残りの時間がありましたら最後にまた言い足りないと ころをお願いしたいと思います。

## 14 議題(4)災害時情報連絡体制の市町村調査内容について

(柏倉部会長)

議題(4)災害時情報連絡体制の市町村調査内容について説明をお願いします。

#### (事務局)

引き続き、野村から御説明いたします。資料4をご覧ください。手話言語・障害者コミュニケーション条例では、普及啓発の他、災害その他非常事態の連絡体制の整備も主要な取組としております。また一昨年5月に施行された、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法でも、第12条において、国及び地方公共団体は、防災等に関する情報を、障害者が迅速かつ円滑に取得できるための体制整備に必要な施策を講ずるものとしております。こうした中、2021年度から県における災害関係の取組としまして、県内各市町村の災害時情報連絡体制等を調査し、調査結果を市町村にフィードバックして情報共有を図るとともに、調査結果を踏まえて今後の取組の検討を促しております。。

調査の手法につきましては、昨年度と同様、県災害対策課が、今年、県内各市町村へ調査 しました災害情報伝達手段の整備状況の一覧を元に調査票を作成し、障害のある方への配慮 について確認するものです。今回の第1回専門部会で、調査内容を審議していただき、次回 の専門部会で調査結果を報告する予定としております。資料4の別添の調査票の調査項目の うち、星印が今回の調査箇所となります。調査項目としましては、昨年度と同様の調査項目 となっております。 それでは、調査内容について説明をさせていただきます。まず調査票 (1) の調査内容としまして、市町村防災行政無線等、同報系システムの音声での災害情報伝達における障害のある方への配慮についてです。市町村、防災行政無線等とは、屋外スピーカーなどの屋外拡声装置と、住宅等の屋内に設置する防災ラジオなどの屋内戸別受信機により、市町村から住民へ、同時に、一斉に避難、勧告等の情報を提供するものです。このうち、屋外スピーカーなどの屋外拡声装置については、文字表示盤や、例えばパトライトがついているものが設置されている他、防災ラジオなどの国内受信機については、文字表示盤や着信表示等がついているものが、貸与または配布されているかを確認します。また、屋内受信機の配布等にあたって、障害者への支援がある場合は、その内容を記載することとしております。配布に係る支援の内容として、今年度も記載例に要配慮者名簿登録者に無償配布という記載を、明示的に示し、他の市町村でもそういった形で、要配慮者名簿の活用がなされていないか確認をとりたいと考えております。

続きまして、調査票 (その2) の調査内容としまして、自治体の防災アプリや、ホームページといった文字での災害情報伝達手段における障害のある方への配慮、音声読み上げ機能、ひらがな表示機能、やさしい日本語表示機能等の有無についての確認です。昨年度同様にメール以外の、電話、FAXによる登録制伝達サービスの実施有無などを調査し、市町村へ調査結果をフィードバックすることで、市町村の取組検討につなげられればと考えております。調査項目以外に障害のある方への配慮の取組がある場合は、自由記載により回答していただくこととしております。また、昨年度、避難所における情報伝達手段の障害のある方への配慮について、記述式で回答いただく欄を設けました。この項目は、昨年度新たに設けた項目であったと言うこともあり、市町村ごとに回答にばらつきがある状態でした。障害者用バンダナについては、他にも実施している市町村があるのではないかといったような御意見もいただきましたので、今回は記述例として、アイ・ドラゴンの設置、コミュニケーション支援ボードの配備の他、障害者用バンダナの配布についても表記し、これらの取組を行っている市町村から積極的に回答の記述をいただくこととしております。

最後に、今後のスケジュールについてです。今回の御意見等を踏まえて、10 月下旬に調査を実施しまして、12 月に開催予定の専門部会で調査結果を報告し、年明けに各市町村へフィードバックをしたいと考えております。

# (柏倉部会長)

ありがとうございました。ただいまの説明に関して御意見、御質問のある方はお願いします。黒田委員、お願いします。

#### (黒田委員)

愛知県難聴・中途失聴者協会の黒田です。今、御説明いただいた中で障害のある方への 配慮のところなんですが、今年度は記載例に「障害者支援用バンダナの配布を追記」とあ ります。

これは障害者支援用バンダナではなくて、障害当事者自身が着用するバンダナのことではないかなと思いながら資料を読みました。それからバンダナと限定しないで、例えばビブスとか、ベストとか、それから腕章などいろいろなアイテムがありますので、ここをバンダナと限定してしまわない方がいいのではないかなという提案です。

## (柏倉部会長)

いかがでしょうか。支援者ではなくて当事者用ではないかという御指摘ですか。このバンダナを着用する人がいったい誰かという話です。

## (事務局)

障害福祉課担当課長の久野でございます。今回の追加した記載例につきましては、参考資料4を御覧いただきたいと思いますが、昨年度の調査結果で各市から出てきたところとして、資料右下(4)になりますが、こちらに稲沢市と田原市で障害者支援用バンダナという回答がございましたので、それを参考にさせていただきましたが、昨年度、黒田委員からもバンダナという御発言がありましたので、このまま使わせていただいてるというものでございます。支援用のバンダナではなくて当事者の方が着用するものということであれば、また部会が終わった後に御意見いただきまして、具体的にどういうものがあるかというものをお聞きさせていただいた上で、記載例の修正をさせていただきたいと思っております。

## (柏倉部会長)

黒田委員としては、障害のある方なんだけど、外見上、障害の有無が分かりにくい人が 着用してると支援を受けやすいという趣旨ですよね。

## (黒田委員)

そうです。

#### (柏倉部会長)

ですので、そういうふうにお願いしたいという要望をお伝えするということでよろしいでしょうか。支援者用ではなくてということですよね。

## (黒田委員)

黒田が発言したというお話だったみたいですが、黒田が実物をお見せしたのはビブスでしたね。バンダナではありませんでした。ですから、バンダナもあると思いますし、ビブスとか、それから腕章とかベスト、いろんなものがあっていいのかなあと思います。ですから、バンダナに限定してしまうと、それに限定した回答しか返ってこないような気がしますので、もう少しここを工夫して記載していただきたいなという提案です。

#### (柏倉部会長)

調査項目の提案ということでですね。調査項目として、もう少し柔軟にビブスとかバンダナとか、そういうものをやっているところがあるのかという聞き方にしてもらった方がいいのではないかということでしょうか。

# (黒田委員)

そうですね。当事者が身に着けるものです。

## (柏倉部会長)

当事者ということですが、よろしいでしょうか。終わった後でもう少し意見交換したい そうですので、よろしくお願いします。

その他いかがでしょうか。では、古家委員お願いします。

## (古家委員)

愛盲連の古家です。国内の防災ラジオは、多くの方が手にしてると思いますが、私の地域は、組の中で情報共有した方がいいということでレンタルでずっと受け取っています。 気になるのは、防災ラジオの声がデジタルの声なので、皆さん他の地域もそうなのでしょうか。肉声に近いような声の方が優しく聞きやすいと思いますが、その辺りを聞きたいなと思います。

# (柏倉部会長)

分かりましたらお願いします。

#### (事務局)

障害福祉課担当課長の久野でございます。本日は、防災の関係の担当者がおりませんので、事務局の方で承知をしておりませんので、また確認をさせていただきたいと思っております。

## (柏倉部会長)

要望としてはデジタル音声より肉声だとより聞きやすいので、そのあたりの御要望ということで御検討いただければと思います。

この件は以上でよろしいでしょうか。それでは、時間が少しだけありますので全体というか最初のところを少し私が切ってしまいましたので(1)のところで、また追加で御質問、御意見等ありますでしょうか。では、花島委員お願いします。

#### (花島委員)

手話言語が特別支援学校で使えるようになったというのは画期的なことだと思います。学校の授業というか習うことに手話が入っていなくて、むしろ手話は禁止する方向にあった学校も多かったということを、他の障害種別の方であったり、一般の人にこういうお話をすると、大変驚きます。ここでそういうのはおかしいということになって、学校の中で手話を使う生徒同士でおしゃべりをしていたら怒られるのかもしれませんが、手話を使って先生とか、どなたかに伝えたいことを伝えるというのはもう禁止されてるような時代ではなくなったと思います。ですが、自閉症の人の中には、絵のカードを組み合わせて、僕はこうしたいですとか、例えばトイレに行きたいですとか、休みたいですとかいう、その自分が休んでる絵と、それをしたい、例えば主語のところに先生お願いしますみたいなのを、絵を並べて意思表示をする人たちがいます。自閉症の子で一言もしゃべれなくても、文字の代わりに絵を使って並べて伝えることができる人がいます。そういうのは訓練をしたり、本人が使いやすくて使っています。これを学校で使おうとすると、そこは先生の裁量に今はなっているので、そういう絵のカードを並べるブックみたいなアイテムを使ってはいけないと言われる例があります。これは手話だと、手話に疎い先生が理解できなくて

大変だというのはあるのかもしれませんが、絵のカードの並びから読み取るのは専門的知識はいらないので、それを禁止する理由が私たち当事者団体とすると理解に苦しむのですけれども、そういうのを使えないことがあって学校に持っていけないとかいう実例はよくお聞きします。こういったものを改善するということについて、手話の関連の方たちは、よく頑張ってこういうところまできたなと正直、僕もそれを数年前に知ったような不勉強な人間ですけれども、大変驚きました。ですので、自閉症の人たちが、それぞれに工夫して知的に重い人もいるので、内容は単純でつたないですけれども、そのコミュニケーション手段というものを教育の機会のコミュニケーションとして、大手を振って認識されるような応援をしていただきたいなと思っております。

# (柏倉部会長)

御要望ということでよろしいですか。

# (花島委員)

今までもこういう取組にうまく盛り込まなくてはいけなかったと思うんですけれども、私たちも手話と言えば分かる、指文字と言えば分かるというふうになっているんですけれども、絵カードと言えばそれになるのかと言ったらちょっとそうでないので、伝え方が上手ではなかったという反省もきっとあるんですけれども、知的障害、自閉症の人たち、視覚の方が強い人たちが視覚に頼って思考をしながら表現する、それを受け取るというコミュニケーション手段というものを、簡単に切らないでほしいというのことを、教育のことを、第7条でやってくださっているので、教育の現場にそれを権利として認識していただいて保護するという形を盛り込んでいかなくてはいけないなというふうに、今後、私たち団体もしっかり形が出せるようにしながらお伝えして、取り組んでいっていただけたらというふうに思っております。

## (柏倉部会長)

今の件は、とても重要な指摘だと思います。聾学校において以前、どうしても手話でのコミュニケーションはいけないということで休み時間に手話でしゃべっていると駄目だと怒られたような時代が長くあって、今、手話で授業するというようなことが一般的になってきたんだけど、それでもまだ学校によっては、そうでもないところもあるという、この障害者差別解消法とか、それから障害者の権利条約の時代に当事者のコミュニケーション手段を尊重しない教育というのもあり得ないので、今、花島委員が御指摘いただいたことは、特にまた教育委員会から、今日、来ていただいていますので、またそれは教育委員会の方でも取り上げていただいて、そういった当事者の言語というものをしっかりと守っていくような教育のあり方というのは、ぜひ推し進めていただくと同時にこのコミュニケーション支援というふうに県としてやっている訳だから、それはそれぞれのところで、主体的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、中島委員お願いします。

#### (中島委員)

音声言語の獲得がむずかしい難聴のある小児では、手話言語と音声言語をどのように発達させていくか、難しい問題があります。先天的に聞こえていない子については、人工内

耳手術は2歳までに行わないと、その後の音声言語の獲得は困難という状況が明らかになるにつれて、親が聞こえている子では2歳未満で人工内耳手術が行われることが多くなってきました。親が聞こえていない先天性難聴児は、人工内耳手術を受けることは基本的にありません。私は、耳鼻科医として両親が聞こえてなく、祖父母が聞こえている先天性難聴児が人工内耳手術を受けるかどうか祖父から相談を受けた経験があります。その児は家族会議の結果、人工内耳手術は受けないことになりました。国際的にも音声言語を伸ばすためには、手話言語を控えた方が良いという考えが主流でしたが、最近、手話言語、音声言語の両者を用いて良好な成績を報告している論文が出てきている現状があります。

# (柏倉部会長)

ありがとうございました。専門的な視点からの助言をいただきました。それでは、予定されている時間がもう既に超過しておりますので、以上でこの会を閉じさせていただきます。進行を事務局にお返ししたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

# 15 課長挨拶

## (坂上課長)

障害福祉課長の坂上です。柏倉部会長ありがとうございました。最後に御挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、本日お忙しい中、長時間にわたり御審議をいただきありがとうございました。また、本日皆様から貴重な御意見をたくさんいただきました。いただきました御意見を踏まえて、今後の施策にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。次回、専門部会は12月の開催を予定しております。引き続き、御支援御協力をよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。もし、言い足りない部分がありましたら、また障害福祉課の方にメールなりなんなりでお寄せいただければ、御意見についてはしっかりと反映させていただいていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、2024年度第1回愛知県障害者施策審議会専門部会を終了した。